



元農振第2698号
令和2年4月1日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本要綱の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本要綱の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後					現 行				
第1～第6 (略)					第1～第6 (略)				
別 表					別 表				
名 称	事業要綱等	年 月 日	番 号	通 知 者	名 称	事業要綱等	年 月 日	番 号	通 知 者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業競争力強化農地整備事業のうち農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の1及び <u>3</u> に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)	農業競争力強化農地整備事業のうち農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2の1及び <u>2</u> に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>中山間地域農業農村総合整備事業のうち土地改良法に基づく事業</u>	<u>中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱</u>	<u>令和2年3月31日</u>	<u>元農振第2707号</u>	<u>農林水産事務次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第3の2の(1)から <u>(9)まで及び(12)並びに3の(1)</u> に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)	農村地域防災減災事業のうち農村地域防災減災事業実施要領第3の2の(1)から <u>(8)、(10)及び(11)並びに3</u> に掲げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>大規模海岸保全施設 改良事業</u>	<u>農地保全に係る大規 模海岸保全施設改良 事業実施要綱</u>	<u>令和2年3 月31日</u>	<u>元農振第2956号</u>	<u>農林水産事務 次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。